

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例 施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を 改正する規則	5
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	6
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部 を改正する規則	6
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する 条例施行規則等の一部を改正する規則	6
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施 行規則の一部を改正する規則	24
告 示	
◎高知県立交通安全子どもセンターの指 定管理者の指定 (県民生活・ 男女共同参 画課)	26
高知県教育委員会規則	
◎高知県認定子ども園条例施行規則の一部を改正する規 則	26
◎高知県立図書館協議会会議規則	27
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 則	27

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「第53条第45項又は第46項」を「第53条第44項又は第45項」に改め、同条第3項中「第53条第47項」を「第53条第46項」に改める。

第43条第1号中「第72条の49第1項」を「第72条の48の2第1項」に改め、同条第2号中「第72条の49第2項」を「第72条の48の2第2項」に改め、同条第3号中「第72条の49第3項」を「第72条の48の2第3項」に改め、同条第4号中「第72条の49第5項」を「第72条の48の2第6項」に改め、同条第5号中「第72条の49第7項又は第11項」を「第72条の48の2第8項又は第12項」に改める。

別記第52号様式中「第53条第47項」を「第53条第46項」に改める。

別記第52号様式の2を次のように改める。

第52号様式の2（第34条の7関係）

第 号
年 月 日

市
町長 様
村

県税事務所長 印

法人税確定申告書提出期限延長処分等通知書

地方税法第53条第47項の規定により、次のとおり通知します。

事務所等の所在地	名称	事業年度	申告期限の延長、延長期間の変更、延長の取消し等の区分	延長又は延長期間の変更に係る月数
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第53号様式中「第72条の49第3項」を「別記第72条の48の2第3項」に改める。
 別記第54号様式中「第72条の49第7項若しくは第11項」を「第72条の48の2第8項若しくは第12項」に改める。
 別記第55号様式中「第72条の49第5項」を「第72条の48の2第6項」に改める。
 別記第65号様式中「第72条の49第2項」を「第72条の48の2第2項」に改める。
 別記第68号様式の2（裏面）注5中「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録通知書の写し及び登録申請書の副本の写し（登録事項の変更を届け出た場合にあつては、変更届出書の写しを含みませ。）」を「地方自治法施行令附則第7条第19項第3号の補助を受けていることを証明する書類（補助金交付決定通知書の写し等）」に改める。
 別記第69号様式を次のように改める。

第69号様式（第45条関係）

市町村
交付印

県
交付印

県税事務所長 様

	住所（所在地） 氏名（名称） 電話番号	年 月 日	⑤
--	---------------------------	-------	---

次のとおり不動産を取得しましたので、高知県税条例第80条第1項の規定により申告します。

土地	取得した土地の所在地	地番	地目	地積	取得価額	取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名	取得の方法
				m ²	円	年 月 日	年 月 日		埋立て・売買・贈与・交換・寄附・私下げ・弁済・競落
家屋	取得した家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名	取得の方法

建築着工年月日	年月日	建築しゅん工年月日	年月日	理由	併用住宅の内訳	
					年月日	m ²
				認定長期優良住宅の該当の有無（新築の場合のみ）	有	無
				サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無（新築の場合のみ）	有	無
				土地及び家屋の取得の理由	住宅部分以外の床面積	住宅部分以外の用途
					m ²	m ²

特例措置事項

注 1 取得した家屋が認定長期優良住宅である場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定申請書の写し又は変更認定通知書の写し及び変更認定申請書の写しを添えてください。

2 取得した家屋がサービス付き高齢者向け住宅である場合は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第19項第3号の補助を受けていることを証明する書類（補助金交付決定通知書の写し等）を添えてください。

別記第75号様式を次のように改める。

第75号様式（第49条関係）



県税事務所長 様

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称） 印
電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第84条第1項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、下記のとおり申告します。

記

1 取得した住宅用土地

所在		地番	地目	地積	住宅用となる部分の地積
				m ²	m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名			取得の方法
年 月 日	年 月 日				

2 取得する予定の住宅

所在地		家屋番号	種類	構造	床面積
					m ²
着工予定年月日	完成（取得）予定年月日	登記予定年月日	新築（取得）予定価額		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	円		
前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名				取得の方法	

3 高知県税条例第83条第2項第1号の既存住宅等に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

（裏面）

- 注 1 この申告書は、必ずこの申告書に記入している土地についての不動産（土地）取得申告書を提出する際に併せて提出してください。
- 2 次の書類を添えてください。
- (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合
この土地の取得の日から2年以内に住宅を新築することを証明することができる書類（建築確認申請書、工事請負契約書等の写し）
 - (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、3欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）
ア 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の所有者への譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
イ 住宅について、譲渡契約が締結されている場合は譲渡契約書の写し、譲渡契約が締結されていない場合は住宅の所有者が申告者に譲渡する予定である旨の申立書
ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得予定前2年間に証明されたもの

別記第78号様式の2中

金融機関名		預金種別		口座番号	
口座名義（フリガナ）					

を

金融機関名		支店名		預金種別	
口座番号		口座名義（フリガナ）			

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第68号様式の2、別記第69号様式、別記75号様式及び別記78号様式の2は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設、同法第6条の3第1項」に、「知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設、同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設、同法第43条の5」を「障害児入所施設、同法第43条の2」に改め、同条第7号中「に規定する児童デイサービス、同条第9項」を削り、「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第22項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「並びに同条第27項」に改め、「同法附則第41条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる精神障害者社会復帰施設並びに同法附則第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる知的障害者援護施設」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年高知県規則第146号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「規定する場合」を「規定する場合（附則第6項又は附則第14項（附則第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて前項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定を適用する場合及び附則第9項

（附則第10項から第13項までの規定において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて附則第6項の規定により読み替えられた、前項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定を適用する場合を含む。）に、「減免額（退職被保険者等）を「減免額（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下この号において同じ。））」に改め、附則第6項中「及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定」を削り、「においては、附則第3項」を「においては、同項」に改め、附則第7項中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、附則第11項中「及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定」を削り、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項中「及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定」を削り、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項中「及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定」を削り、同項を附則第10項とし、附則第8項中「及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定」を削り、「「いう。」を「をいう。」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

8 平成25年度及び平成26年度において、退職被保険者等所属市町村を除く市町村について、第3条から第6条までの規定を適用する場合においては、第3条第1項第12号中「前期高齢者納付金」とあるのは、「前期高齢者納付金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。）」とする。附則に次の3項を加える。

13 平成24年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定を適用する場合においては、附則第9項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第5項において準用する同条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

14 平成25年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた第3条第1項中「法附則第7条第1項第2号」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）附則第9条第6項の規定により読み替えられた法附則第7条第1項第2号」と、「をいう。）」とあるのは「をいう。）」及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（同号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。）の合算額」と、同項第12号中「前期高齢者納付金」とあるのは「前

期高齢者納付金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。）」とする。

15 平成26年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第6項」とあるのは、「附則第9条第7項において準用する同条第6項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下」を「以下この条において」に改める。
第7条第4項中「第5条第19項」を「第5条第23項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表2の項(2)中「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第23項」を「同条第27項」に改める。

別記第2号様式（その1）（建築物用）の整備項目表（個表）の6中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別記第3号様式の2」を「別記第5号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の依頼書若しくは研究依頼書又は前項の変更依頼書を提出する時点では、手数料の額の確定が困難である場合は、手数料を添えることを要しないものとする。この場合においては、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第3条の2第1号の規定により、当該手数料の額が確定した後、直ちに同規則第3条第2項に規定する証紙貼り付け書に証紙を貼り付けて所長に提出し、又は納入通知書で指定する納期限までに手数料を納付しなければならない。

第8条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第10条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条第2項中「別記第6号様式による使用料（手数料）減額（免除）申請書」を「別記第7号様式による高知県立紙産業技術センター使用料（手数料）減額（免除）承認申請書」に、「による申請」を「による申請又は第7条第1項若しくは第2項の規定による依頼」に改め、同条第3項中「別記第7号様式による使用料（手数料）減額（免除）承認通知書」を「別記第8号様式による高知県立紙産業技術センター使用料（手数料）減額（免除）承認通知書」に改める。

第11条第1項中「別記第8号様式による使用料（手数料）還付請求書」を「別記第9号様式による高知県立紙産業技術センター使用料（手数料）還付請求書」に改め、同条第2項中「別記第9号様式による使用料（手数料）還付決定通知書」を「別記第10号様式による高知県立紙産業技術センター使用料（手数料）還付決定通知書」に改める。

別表第1 試験機器の項中

「

繊維長分布測定装置	1台1時間につき	1,230
-----------	----------	-------

」

を削り、

「

テンシロン万能試験機	1台1時間につき	1,230
------------	----------	-------

」

を

「

テンシロン万能試験機	1台1時間につき	1,230
自動拭き取り装置	1台1時間につき	470
繊維分析計	1台1時間につき	780

」

に改め、同表抄紙加工機の項中

「

自動テストプレス	1台1時間につき	1,620
----------	----------	-------

」

を削り、同表分析機器の項中

「

分析走査型電子顕微鏡	1台1時間につき	2,800
------------	----------	-------

」

を

「

分析走査型電子顕微鏡	1台1時間につき	2,800
極微弱発光検出分光システム	1台1時間につき	1,000

」

に改める。

別表第2 定量分析の項中

「

特殊機器によるもの 簡易なもの	1件（指定成分1成分）につき	12,700
複雑なもの	1件（指定成分1成分）につき	27,940
イオンクロマトグラフによるもの	1件につき	9,920
分析走査型電子顕微鏡によるもの	1件につき	10,120

」

を

「

--	--	--

」

特殊機器によるもの 簡易なもの	1件（指定成分1成分）につき	12,700
複雑なもの	1件（指定成分1成分）につき	27,940
イオンクロマトグラフによるもの	1件につき	9,920
分析走査型電子顕微鏡によるもの	1件につき	10,120
高速溶媒抽出装置によるもの	1試料につき	5,700
極微弱発光検出分光システムによるもの	1件につき	6,540

」

に改め、同表物理化学試験の項中

「

樹脂抽出試験	1試料につき	5,140
--------	--------	-------

」

を削り、「2,180」を「2,820」に、

「

往復摩耗試験	1件につき	3,620
--------	-------	-------

」

を

「

往復摩耗試験	1件につき	3,620
赤外線サーモグラフィによる熱画像測定試験	1件につき	1,420

」

に改め、同表加工試験の項中「テストコーター&ラミネーター機」を「テストコーター&ラミネーター」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立紙産業技術センター利用許可申請書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により高知県立紙産業技術センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的							
利用する機械器具等の名称及び利用期間	機械器具等の名称	利用期間			※ 使用料の額		
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			円		
利用する人数	人						
その他参考事項	高知県収入証紙貼り付け箇所						
※ 利用の許可の条件その他							
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号		
※ 変更等	届出年月日	年 月 日	受付年月日	年 月 日	承認年月日	年 月 日	
	内容	変更・取消し	理由			変更等後の 使用料の額	円
※ 上記のとおり許可してよろしいか。			所長		担当		
※ 上記のとおり変更・取消しを認めて よろしいか。			所長		担当		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

高知県立紙産業技術センター利用許可書

年 月 日付けで申請がありました高知県立紙産業技術センターの利用については、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的			
利用する機械器具等の名称及び利用期間	機械器具等の名称	利用期間	使用料の額
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
利用する人数	人		
利用の許可の条件その他			
注 1 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。			
2 利用に際しては、この高知県立紙産業技術センター利用許可書を必ずお持ちください。			
3 利用に際しては、高知県立紙産業技術センターの関係職員の指示に従ってください。			
4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。			

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県立紙産業技術センター所長 様

依頼者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

依頼書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条の規定により、次の()を依頼します。

依頼の目的及び内容	
供試品の名称、種類等	
供試品の数量	
希望する完了時期	年 月 日
成績報告書又は証明書の交付希望の有無	有 ・ 無
手数料の額	(1) 円 (2) 円 (3) 円
確定後納付の場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け箇所	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 括弧内には、分析、試験、検査、設計、製図、加工等依頼の種別を記入してください。
2 この依頼書の提出の際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
3 ※印欄は、記入しないでください。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県立紙産業技術センター所長 様

依頼者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

研究依頼書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条の規定により、次の研究を依頼します。

研究の名称	
研究の目的及び内容	
研究を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日 計 日間
その他参考となる事項又は意見	
手数料の額	円
確定後納付の場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書
高知県収入証紙貼り付け箇所	
※ 受付年月日	年 月 日
※ 報告年月日	年 月 日
※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日
※ 納期限	年 月 日

- 注 1 この研究依頼書の提出の際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
2 ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県立紙産業技術センター所長 様

依頼者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

変更依頼書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第6条の規定により、次の
() の変更を依頼します。

供試品の名称、種類等			
供試品の数量			
受付年月日及び受付番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
手数料の額	(1)	円	
	(2)	円	
	(3)	円	
確定後納付の場合の納付方法		高知県収入証紙 ・ 納入通知書	
高知県収入証紙貼り付け箇所			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 報告年月日	年 月 日
※ 納入通知年月日	年 月 日	※ 納期限	年 月 日
※ 報告書番号	第 号		

- 注 1 括弧内には、分析、試験、検査、設計、製図、加工等依頼の種類を記入してください。
2 この変更依頼書の提出の際に手数料の額が確定していない場合は、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
3 ※印欄は、記入しないでください。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県立紙産業技術センター所長

印

成績報告書

1 受付年月日及び受付番号 年 月 日 第 号

2 供試品の名称、種類等

3 依頼を受けた事項

上記の事項に対して行いました () の成績は、下記のとおりです。

記

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立紙産業技術センター使用料(手数料)減額(免除)承認申請書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき高知県立紙産業技術センターの使用料(手数料)の減額(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

利用又は依頼の目的及び内容			
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日		
減額又は免除を受けようとする理由及び額	円		
※ 使用料又は手数料の額の算定	算定内訳	金額	
	正規の額	円	
	減額又は免除の申請額	円	
	減額又は免除をする額	円	
決定した額	円		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 承認年月日	年 月 日
		※ 承認番号	第 号
※ 上記のとおり減額(免除)してよろしいか。	所長		担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

高知県立紙産業技術センター使用料(手数料)減額(免除)承認通知書

年 月 日付けで申請がありました高知県立紙産業技術センターの使用料(手数料)の減額(免除)については、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
正規の使用料又は手数料の額	円
減額又は免除をする使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円

第9号様式(第11条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所
氏名 ④
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立紙産業技術センター使用料(手数料)還付請求書

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第8条ただし書の規定に基づき高知県立紙産業技術センターの使用料(手数料)の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用又は依頼の目的及び内容			
利用又は依頼の期間	年 月 日～	年 月 日	
使用料又は手数料の納付年月日及び納付額	年 月 日		円
還付を受けようとする理由及び額			円
※ 使用料又は手数料の額の算定	算定内訳	金額	
	納付済額		円
	還付請求額		円
	決定した額		円
還付する額			円
※ 受付年月日	年 月 日	※ 決定年月日	年 月 日
		※ 決定番号	第 号
※ 上記のとおり還付してよろしいか。	所長		担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第10号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ④

高知県立紙産業技術センター使用料(手数料)還付決定通知書

年 月 日付けで請求がありました高知県立紙産業技術センターの使用料(手数料)の還付については、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例第8条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
納付済みの使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円
還付する使用料又は手数料の額	円

（森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以下「機械器具」というを「同項に規定する機械器具をいう。以下同じ）」に改める。

第5条第1項中「以下「許可施設」というを「同項に規定する許可施設をいう。以下同じ）」に改め、「別に」を削る。

第6条第1項中「次条及び」を「次条第1項及び第2項並びに」に改め、「別に」を削る。

第7条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第8条第1項中「別に」を削る。

第9条中「（第13条において「依頼書」という。）」を削る。

第10条中「知事は、」を「知事は、条例第9条の規定により」に、「当該依頼者」を「当該依頼をした者」に改める。

第11条第2項中「試料」を「前項ただし書の規定に基づき試料」に、「当該依頼者」を「当該依頼をした者」に改める。

第12条中「に規定する規則で」を「の規則で」に改める。

第13条中「第15条及び第16条において」を「以下」に、「依頼書」を「第9条の依頼書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第3条の2第2号の規定により納入通知書により当該機械器具の使用料又は手数料を納付する場合は、当該納入通知書で指定する納期限までに納付しなければならない。

第15条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「使用するとき」を「使用し、」に改め、同項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「この条及び次条において」を削り、「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条第3項中「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号及び第2号中「に伴い」を「に伴い、許可施設を」に改め、同条第4項中「使用料等減額（免除）承認申請書」を「使用料（手数料）減額（免除）承認申請書」に改め、同条第5項中「使用料等減額（免除）承認通知書」を「使用料（手数料）減額（免除）承認通知書」に改める。

第16条第1項中「を含む。）に規定する」を「を含む。）の」に、「次に掲げるとおり」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第1号中「条例第6条第1項又は第3項の規定により利用の許可」を「機械器具の利用の許可又は許可施設の利用の許可」に、「機械器具」を「当該機械器具」に改め、同条第2項中「使用料等還付請求書」を「使用料（手数

料）還付請求書」に改め、同条第3項中「使用料等還付決定通知書」を「使用料（手数料）還付決定通知書」に改める。

第17条中「必要により」を「必要があって」に、「に係る施設」を「に係る森林総合センターの施設（以下「施設」という。）」に改める。

第18条中「許可施設の利用の許可」を「許可施設の利用の許可を取り消され、」に、「施設及び設備等を原状に回復し」を「設備等を所定の位置に戻し」に改める。

第19条第4号中「又は損壊しないこと」を「若しくは損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと」に改める。

第22条第2項第1号中「条例第17条第2項各号」を「同条第2項各号」に改め、同項第2号中「、審附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第23条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立森林研修センター休館日等変更承認申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第4条第2項(第5条第2項)の規定に基づき高知県立森林研修センターの休館日(利用時間)を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
研修館 ・ 情報交流館
- 2 変更の内容

休館日	変更前	
	変更後	
利用時間	変更前	
	変更後	
備考		

- 3 変更の理由

- 4 変更後の休館日又は利用時間の適用開始予定年月日
年 月 日

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立森林技術センター機械器具利用許可申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により高知県立森林技術センターの機械器具の利用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

利用の目的			
利用する機械器具の名称及び利用期間	機械器具の名称	利用期間	※ 使用料の額
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
利用する人数	人		
其他参考事項			
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書		
高知県収入証紙貼り付け箇所			
※ 利用の許可の条件その他			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日
※ 取消し	届出年月日	年月日	受付年月日
※ 納入通知年月日	年 月 日	※ 納期限	年 月 日
※	所長		担当
上記のとおり許可してよろしいか。			

- 注 1 手数料は、高知県立森林技術センター機械器具利用許可書の交付を受ける際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、高知県立森林技術センター機械器具利用許可書の交付を受けた後に、納入通知書により納付することもできます。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

第3号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事



高知県立森林技術センター機械器具利用許可書

年 月 日付けで申請がありました高知県立森林技術センターの機械器具の利用については、森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的			
利用する機械器具の名称及び利用期間	機械器具の名称	利用期間	使用料の額
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
利用する人数	人		
利用の許可の条件その他			
<p>注 1 森林総合センターの設置及び管理に関する条例及び森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>2 利用に際しては、この高知県立森林技術センター機械器具利用許可書を必ずお持ちください。</p> <p>3 利用に際しては、森林総合センターの関係職員の指示に従ってください。</p> <p>4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>			

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立森林技術センター機械器具利用変更許可申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により高知県立森林技術センターの機械器具の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
変更の内容(利用する機械器具の名称、利用期間等)	変更前			
	変更後			
変更の理由				
その他参考事項				
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書			
高知県収入証紙貼り付け箇所				
※利用の変更の許可の条件その他				
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号 第 号
※納入通知年月日	年 月 日		※納期限	年 月 日
※上記のとおり変更を許可してよろしいか。	所長			担当

- 注 1 手数料は、高知県立森林技術センター機械器具利用変更許可書の交付を受ける際に納付してください。また、手数料の額が10万円を超える場合は、高知県立森林技術センター機械器具利用変更許可書の交付を受けた後に、納入通知書により納付することもできます。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



高知県立森林技術センター機械器具利用変更許可書

年 月 日付で申請がありました高知県立森林技術センターの機械器具の利用の変更については、森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
変更の内容（利用する機械器具の名称、利用期間等）	変更前		
	変更後		
変更前の許可に係る使用料の額	円		
変更後の許可に係る使用料の額	円		
利用の変更の許可の条件その他			

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名



電話番号

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立森林研修センター許可施設利用許可申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第3項の規定により高知県立森林研修センターの許可施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的			
利用する許可施設の名称及び利用期間	許可施設の名称	利用期間	※ 使用料の額
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
利用する人数	人		
その他参考事項	高知県収入証紙貼り付け箇所		
※ 利用の許可の条件その他			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日
※ 許可番号	第 号		
※ 取消し	届出年月日	年 月 日	受付年月日
	年 月 日	承認年月日	年 月 日
※ 上記のとおり許可してよろしいか。	所長		担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

高知県立森林研修センター許可施設利用許可書

年 月 日付けで申請がありました高知県立森林研修センターの許可施設の利用については、森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第3項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的			
利用する許可施設の名称及び利用期間	許可施設の名称	利用期間	使用料の額
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
利用する人数	人		
利用の許可の条件その他			
<p>注 1 森林総合センターの設置及び管理に関する条例及び森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>2 利用に際しては、この高知県立森林研修センター許可施設利用許可書を必ずお持ちください。</p> <p>3 利用に際しては、森林総合センターの関係職員の指示に従ってください。</p> <p>4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>			

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立森林研修センター許可施設利用変更許可申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第3項の規定により高知県立森林研修センターの許可施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号				
変更の内容(利用する許可施設の名称、利用期間等)	変更前				
	変更後				
変更の理由					
その他参考事項					
高知県収入証紙貼り付け箇所					
※利用の変更の許可の条件その他					
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号
※上記のとおり変更を許可してよろしいか。	所長				担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第9号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



高知県立森林研修センター許可施設利用変更許可書

年 月 日付けで申請がありました高知県立森林研修センターの許可施設の利用の変更については、森林総合センターの設置及び管理に関する条例第6条第3項の規定により次のとおり許可します。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容（利用する許可施設の名称、利用期間等）	変更前	
	変更後	
変更前の許可に係る使用料の額	円	
変更後の許可に係る使用料の額	円	
利用の変更の許可の条件その他		

第10号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

依頼者 住所
氏名
電話番号



（法人その他の団体の場合は、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

依頼書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定により、次の（ ）を依頼します。

依頼の目的及び内容					
供試品の名称、種類等					
供試品の数量					
希望する完了時期	年 月 日				
手数料の額	(1)				円
	(2)				円
	(3)				円
	合計				円
手数料の額が10万円を超える場合の納付方法	高知県収入証紙 ・ 納入通知書				
高知県収入証紙貼り付け箇所					
※ 受付年月日	年 月 日	※ 報告年月日	年 月 日	※ 報告書番号	第 号
※ 納入通知年月日	年 月 日		※ 納期限	年 月 日	

- 注 1 括弧内には、分析、試験等依頼の種別を記入してください。
 2 手数料の額が10万円を超える場合で、納入通知書による納付を希望するときは、高知県収入証紙を貼り付ける必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事



成績報告書

- 1 受付年月日及び受付番号 年 月 日 第 号
- 2 供試品の名称、種類等
- 3 依頼を受けた事項

上記の事項に対して行いました()の成績は、下記のとおりです。

記

第12号様式(第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立森林研修センター利用料金承認申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第12条の規定により高知県立森林研修センターの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
研修館 ・ 情報交流館
- 2 利用料金の申請額

区分	利用料金(円)	備考

- 3 利用料金の申請額の根拠

- 4 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第13号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立森林研修センター利用料金変更承認申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例第12条の規定により高知県立森林研修センターの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
研修館 ・ 情報交流館
- 2 利用料金の変更申請額

区分	利用料金 (円)		備考
	変更前	変更後	

- 3 利用料金の変更申請額の根拠

- 4 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第14号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号



(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立森林技術センター (高知県立森林研修センター) 使用料 (手数料) 減額 (免除) 承認申請書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例 (第15条第3項において準用する同条例) 第13条第1項の規定に基づき高知県立森林技術センター (高知県立森林研修センター) の使用料 (手数料) の減額 (免除) を受けたいので、次のとおり申請します。

利用又は依頼の目的及び内容			
利用又は依頼の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
減額又は免除を受けようとする理由及び額	円		
※ 使用料又は手数料の額の算定	算定内訳	金額	
	正規の額	円	
	減額又は免除の申請額	円	
	減額又は免除をする額	円	
決定した額	円		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 承認年月日	年 月 日
※ 承認番号	第	号	
※ 上記のとおり減額 (免除) してよろしいか。	所長		担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第15号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



高知県立森林技術センター（高知県立森林研修センター）使用料（手数料）
減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請がありました高知県立森林技術センター（高知県立森林研修センター）の使用料（手数料）の減額（免除）については、森林総合センターの設置及び管理に関する条例（第15条第3項において準用する同条例）第13条第1項の規定に基づき次のとおり承認します。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
正規の使用料又は手数料の額	円
減額又は免除をする使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円

第16号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所
氏名
電話番号



（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立森林技術センター（高知県立森林研修センター）使用料（手数料）
還付請求書

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（第15条第3項において準用する同条例）第14条第1項ただし書の規定に基づき高知県立森林技術センター（高知県立森林研修センター）の使用料（手数料）の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用又は依頼の目的及び内容			
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日		
使用料又は手数料の納付年月日及び納付額	年 月 日 円		
還付を受けようとする理由及び額	円		
※ 使用料又は手数料の額の算定		算定内訳	金額
	納付済額		円
	還付請求額		円
	決定した額		円
	還付する額		円
※ 受付年月日	年 月 日	※ 決定年月日	年 月 日
		※ 決定番号	第 号
※ 上記のとおり還付してよろしいか。	所長		担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第17号様式 (第16条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事



高知県立森林技術センター (高知県立森林研修センター) 使用料 (手数料)
還付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました高知県立森林技術センター (高知県立森林研修センター) の使用料 (手数料) の還付については、森林総合センターの設置及び管理に関する条例 (第15条第3項において準用する同条例) 第14条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用又は依頼の内容	
利用又は依頼の期間	年 月 日～ 年 月 日
納付済みの使用料又は手数料の額	円
決定した使用料又は手数料の額	円
還付する使用料又は手数料の額	円

第18号様式 (第22条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立森林研修センターの指定管理者の指定を受けたいので、森林総合センターの設置及び管理に関する条例第18条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設の名称	研修館 ・ 情報交流館			
申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	印
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 森林総合センターの設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 森林総合センターの設置及び管理に関する条例第17条第1項各号又は第2項各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

（高知県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第3条 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条」を「第2条本文」に、「を併せて提出する場合には」を「とを併せて提出する場合にあつては」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第2項中「証紙はり付け書」を「証紙貼り付け書」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第3項中「証紙はり付け書」を「証紙貼り付け書」に、「明りように」を「明瞭に」に改め、同条第4項中「証紙はり付け書」を「証紙貼り付け書」に改め、同条第5項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（証紙又は納入通知書による徴収）

第3条の2 条例第2条ただし書の規則で定める使用料及び手数料は、次に掲げる使用料及び手数料とする。

（1）高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）第6条の規定により徴収する手数料のうち、分析、試験等の依頼時においては、徴収額の確定が困難であるもの

（2）森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第8条又は第9条の規定により徴収する使用料又は手数料のうち、1件の機械器具の利用の許可の申請又は分析、試験等の依頼に係る徴収額が10万円を超えるもの

第10条第1項中「汚染し」を「汚損し」に改める。

別記第1号様式中「・横3.60センチメートル」を「、横3.60センチメートル」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所
の所在地、名称及び代表
者又は管理人の職・氏名）

証紙貼り付け書

納付額	円
納付の原因	
証紙貼り付け箇所	

<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行後において第1条の規定による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。</p> <p>3 旧規則別記様式は、第1条の規定による改正後の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>4 第2条の規定による改正前の森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、同条の規定による改正後の森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>5 第3条の規定による改正前の高知県収入証紙条例施行規則別記第2号様式は、同条の規定による改正後の高知県収入証紙条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第17号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条の見出しを「(短期課程の訓練科等)」に改め、同条中「に規定する」を「の規則で定める」に改める。</p> <p>第5条中「に定める」を「に規定する」に、「合格した者」を「合格したもの」に改め、同条の表中「による中学校」を「第45条の中学校(第9条第1項第3号において「中学校」という。)」に、「による高等学校」を「第50条の高等学校(以下「高等学校」という。)」に、「第56条第1項」を「第90条第1項」に、「第69条」を「第150条」に改める。</p> <p>第6条中「必要と」を「必要があると」に改める。</p> <p>第8条中「前条第1項」を「前条」に改める。</p> <p>第9条第1項中「入校」を「前条の規定により入校」に改める。</p> <p>第10条中「休校又は退校する」を「休校し、又は退校する」に改める。</p> <p>第13条中「交付する」を「交付するものとする」に改める。</p>	<p>第14条第1項中「寄宿舎」を「、寄宿舎」に改める。</p> <p>第15条中「第2条の」を「第2条に規定する」に改める。</p> <p>第16条中「第3条の」を「第3条に規定する」に改める。</p> <p>第17条第1項中「第4条の」を「第4条に規定する」に改め、同条第4項中「第5条の」を「第5条に規定する」に改める。</p> <p>第18条第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第3号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の1号を加える</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和49年法律第64号)第15条の6第3項の規定に基づき、知事が職業能力の開発及び向上について適切であると認められる学校以外の施設により行われる教育訓練を学校が行う職業訓練とみなして、訓練生に当該教育訓練を受けさせるとき。</p> <p>第18条第2項中「事項は、」を「事項は、知事が」に改める。</p> <p>第19条の見出しを「(委任)」に改める。</p> <p>付則第2項を削り、付則に次の見出し及び2項を加える。 (普通課程の介護福祉士養成科に係る入校資格等)</p> <p>2 第5条から第8条までの規定にかかわらず、条例付則第5項の規定により学校において行う普通課程の介護福祉士養成科(次項において「介護福祉士養成科」という。)に入校することができる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力がある者と知事が認めた者であって、知事から委託を受けた者が実施する入校試験の結果、求職の状況等を勘案して知事が入校を許可したものとする。</p> <p>3 前項の規定により介護福祉士養成科への入校を許可した場合における第9条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「付則第2項」と、同項第3号中「中学校若しくは高等学校の卒業証明書又はこれらに」とあるのは「高等学校の卒業証明書又はこれに」とする。</p> <p>別記第1号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「かい書で」を「楷書で」に、「はり付けてください」を「貼り付けてください」に、「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。</p> <p>別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。</p>	
---	---	--

第2号様式（第9条関係）

健康診断書										
氏名				生年月日	年 月 日（ 歳）					
現住所										
性別	男 ・ 女	身長			cm	体重				kg
視力	右	. (.)			聴力	右				
	左	. (.)				左				
胸部エックス線撮影（直接・間接）										
所見（ 年 月 日 ）										
血压	~			mmHg	検尿	たん白				
						糖				
既往症										
自覚症状										
就学上の注意事項										
その他の所見										
上記のとおり診断します。										
年 月 日										
医療機関 所在地										
名称										
医師氏名										
Ⓔ										

注 「血压」欄及び「検尿」欄は、30歳以上の方の場合にのみ記入してください。

第3号様式（第9条関係）

誓約書

私は、高知県立 高等技術学校に入校を許可されましたので、諸規則等を堅く守り、訓練生としての本分を尽くすことを誓います。

年 月 日

高知県立 高等技術学校長 様

住所
氏名 Ⓔ

上記の者に関する一切の事項は、私（私たち）が引き受けることを保証します。


保護者 住所
氏名 Ⓔ
電話番号
本人との関係

保証人 住所
氏名 Ⓔ
電話番号
本人との関係

- 注 1 保護者は、訓練生が未成年の場合にのみ記入してください。
2 保証人は、原則として県内に居住し、独立して生計を営む成人の方としてください。

高知県収入証紙貼り付け箇所

第4号様式（第13条関係）

第 号
修了証書
氏名 生年月日
上の者は、本校において職業能力開発促進法の規定による 課程 科（ ）の普通職業訓練（総訓練時 間 時間）を修了したことを証します。
年 月 日
高知県立 高等技術学校長 

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第206号

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立交通安全こどもセンター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

教育委員会規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第1号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条第1項又は第2項」を「第3条第1項又は第3項」に改め、同条第2項第9号中「教育委員会」を「高知県教育委員会（別表を除き、以下「教育委員会」という。）」に改める。

第11条第5項中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「遂行できる」を「遂行することができる」に改める。

第13条第1号中「要」を「要」に改める。

第15条中「教育長」を「高知県教育長」に改める。

別表の1の(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同表の1

の(2)ウ中「かかわり」を「関わり」に改め、同表の1の(3)及び3の(2)イ中「ねらい」を「狙い」に改め、同表の3の(2)ウ中「かかわり」を「関わり」に改め、同表の4の(3)中「かかわり」を「関わり」に改め、同表の4の(4)中「よりよい」を「より良い」に改め、同表の5の(10)及び6の(3)中「すべての」を「全ての」に改める。

別記第4号様式注中「平面図等」を「平面図等（当該施設が認定こども園である旨の表示をする場所を明示してください。）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高知県立図書館協議会会議規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第2号

高知県立図書館協議会会議規則

高知県立図書館協議会会議規則（昭和29年高知県教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県立図書館協議会条例（昭和25年高知県条例第69号）第5条の規定に基づき、高知県立図書館協議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集等）

第2条 会議は、開催の日時、場所及び議題を定めて館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、館長又は関係職員が出席しなければならない。（議長）

第3条 会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名した委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第8号中「第13条第2項第17号に係る」を「第13条第2項の表17の項の規定により支給する」に改め、同項第10号中「第13条第2項第19号に係る」を「第13条第2項の表19の項の規定により支給する」に改める。

付則第8項の見出しを削り、同項を付則第15項とし、付則第7項の次に次の見出し及び7項を加える。

（東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例）

8 警察職員の条例附則第14項の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号において「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域
- (2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前号に掲げる区域を除く。）

9 警察職員の条例附則第14項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日当たり、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 1万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行うものにあつては、2万円）
- (2) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 2,000円
- (3) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (4) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円

10 警察職員の条例附則第14項の規定により支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）については、第7条第3項の規定は、適用しない。

11 同一の日において、付則第9項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事したときは、当該2以上の作業のうち手当の額が最も高いものに係る手当以外の手当は、前項の規定にかかわらず、支給しない。

12 付則第9項第1号又は第3号に掲げる作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る手当の額は、前3項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

13 前項の作業に従事した時間には、付則第11項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

14 警察職員の条例附則第14項に規定する作業に従事したときにおける第9条第4項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び警察職員の条例附則第14項の規定により支給する特殊勤務手当」とする。別表第2の4の表中「（昭和36年法律第223号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則付則第8項から第14項までの規定は、平成23年12月7日から適用する。